

札幌大学人権委員会及び人権コーディネーターに関する規程

平成16年9月16日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学ハラスメントの防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）第6条第2項に基づき、人権委員会（以下「委員会」という。）及び人権コーディネーターについて必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、学長が委嘱する教育職員4人及び事務職員2人の委員をもって構成する。

2 教員及び職員は、両性により構成する。

(委員長)

第3条 委員会には委員長をおく。

2 委員長は、委員の中から学長が指名する。

3 委員長は、委員会を主宰し、会務を統括する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 交代により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議を招集するときは、事前に開催日時、場所、議題について、文書により通知するものとする。
ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 議長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ学長が指名した委員がその職務を代理又は代行する。

4 会議は、委員会構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、両性が出席していなければならない。

5 議事は、委員会構成員の3分の2以上で決する。

6 委員会の議事録、報告書並びに人権コーディネーターへの通知は、委員が作成し、委員長及び作成者が署名押印する。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、事案の処理に当たり、必要に応じ、人権コーディネーター、専門家、当事者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員会の役割)

第7条 委員会の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ハラスメントの公正な処理と適切な解決に当たるため、人権コーディネーターが作成した報告・意見書に基づき、処分の適否、調停等の必要な措置を決定する。

(2) 事案の処理に当たり、必要に応じて事実関係の調査を行う。

(委員会の対応と手続)

第8条 委員会は、人権コーディネーターの報告・意見書に基づき検討した措置が処分相当である場合、被申立人の氏名を付して委員会の決定内容と理由を直ちに学長に対し報告する。

2 委員会は、検討した措置が前項に当たらない場合には、委員会の決定を直ちに学長に報告し、人

権コーディネーターに必要な対応を指示する。

(人権コーディネーターの選任)

第9条 学長は、人権コーディネーターとして職員の中から両性の構成をもって総員6人を委嘱する。

2 人権コーディネーターの任期は2年とする。但し再任を妨げない。

3 人権コーディネーターの中から、学長は主任コーディネーター1人を指名する。

4 主任コーディネーターは、人権コーディネーター間の連絡、調整、その他苦情の申立に対する円滑な対応をなすため、必要な事柄を決定し、指示する。

(人権コーディネーターの役割)

第10条 人権コーディネーターは、本学における学生及び職員からの苦情の申立に対応するとともに、次の各号に掲げる役割を担い、委員会の指示に従うものとする。

(1) 申立人に対する援助又は助言

(2) 第8条第2項に基づく被申立人に対する指導、注意、説諭等

(人権コーディネーターの対応と手続)

第11条 人権コーディネーターの対応と手続は、次の各号のとおりとする。

(1) 申立人及び被申立人(以下「当事者」という。)等に対して事情聴取のうえ事実を確認し、事実関係に関する報告書と事案処理の意見書を委員長に提出する。

(2) 事情聴取は、複数の人権コーディネーターで対応する。

(3) 事案処理にあたっては、申立人の意向を忖度しつつ、当事者にとって適切かつ効果的な対応策に至ることを旨とし、安易に解決策を押しつけてはならない。

(4) 事案処理の必要に応じて、学外の専門家等の意見を求めることができる。

(5) 事態が重大で救済措置等が急務であると判断した場合には、直ちに委員長にその旨を報告する。

(研修)

第12条 委員及び人権コーディネーターは、ハラスメントに関する研修に参加する。

(記録等の保管)

第13条 委員会及び人権コーディネーターは、個人情報等の事項を含む書類、磁気媒体等一切の記録及び資料について漏洩・紛失が起こらないよう、確実な保管をしなければならない。

(細則)

第14条 この規程の運用に必要な細則は、別に定めることができる。

(所管)

第15条 この規程に関する事務の所管は、総務部総務人事課とする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年9月16日から施行する。

附 則(平成19年11月26日)

この規程は、平成19年11月26日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日)

この規程は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。